

善通寺 ビル 全体についての消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、善通寺 ビル (以下「当該建物」という) の管理権原者の協議により、建物全体についての防火管理業務に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震等の災害が発生した際の人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該建物に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者
- (3) 当該建物及び敷地内の全て

2 各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、別表1及び別図1に明示する部分とする。

(防火管理業務の一部委託) 該当 非該当

第3条 当該建物についての防火管理業務の一部を株式会社 警備に委託する。

- 2 委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲及び方法は、別表2のとおりとする。
- 3 受託者は、管理権原者、統括防火管理者等の指示、命令を受けて適正に業務を実施し、適宜、防火管理状況を統括防火管理者に報告する。

(統括防火管理者の選任)

第4条 全ての管理権原者の協議又は主要な管理権原者に委任することにより、消防法施行令第4条に規定する必要な資格を有する者の中から統括防火管理者を選任する。

(統括防火管理者の権限と責務)

第5条 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求め、当該建物全体についての防火管理業務を誠実に遂行する。

- (1) 当該建物全体についての消防計画の作成、変更及び届出
- (2) 各事業所の防火管理者等に対する指導、指示並びに必要な報告の聴取
- (3) 当該建物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施
- (4) 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理及びその案内
- (5) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導
- (6) 当該建物全体についての防火管理上必要な業務

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火管理者等に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。

3 統括防火管理者は、作成又は変更した全体についての消防計画の内容を各事業所に周知する。

(各事業所の管理権原者の責務)

第6条 各事業所の管理権原者は、統括防火管理者に対し、次の事項を行う

- (1) 当該建物全体の防火管理業務を適切に遂行するために必要な権限の付与
- (2) 当該建物全体の防火管理業務の内容の説明
- (3) 当該建物の位置、構造及び設備の状況その他当該建物全体の防火管理上必要な事項についての説明

(各事業所の防火管理者の責務)

第7条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

2 各事業所の防火管理者は、全体についての消防計画に適合するよう各事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。

3 各事業所の防火管理者は、相互の連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。

(点検 検査)

第8条 消防用設備等の点検及び建物等の検査は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検 該当 非該当

ア 防火対象物の法定点検は、建物所有者・各事業所の管理権原者の責任により6月に実施する。

イ 点検を実施したときは、その結果を善通寺市消防長に報告し、副本を防火管理維持台帳に保管する。

(2) 消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等の法定点検は、建物所有者・各事業所の管理権原者の責任により6月と12月に実施する。

イ 機器点検を実施したときは、その結果を防火管理維持台帳に記録し、保管する。

ウ 総合点検を実施したときは、その結果を 3・1 年に1回善通寺市消防長に報告し、副本を防火管理維持台帳に保管する。

(3) 火災予防上の自主検査

ア 火災予防のため定期的に行う建物、消防用設備等、火気を使用する器具、避難施設及び防火設備等の自主検査は、建物所有者・各事業所の管理権原者の責任により実施し、実施方法、時期等は実施責任者の定める消防計画による。

(不備欠陥箇所の改修)

第9条 防火対象物及び消防用設備等の法定点検並びに火災予防上の自主検査の結果、不備・欠陥事項があるときは、前条で定める実施責任者が改善を行う

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第 10 条 管理権原者は、防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管しておく。

(従業員等の遵守事項)

第 11 条 当該建物に勤務する者が行う火気管理及び避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定める。

(工事中の安全対策)

第 12 条 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理者で協議させ、工事中の消防計画を作成し、届出させる。

(放火防止対策)

第 13 条 放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進する。

- (1) 建物の周囲、廊下、階段室、トイレ等の可燃物の除去
- (2) 空室、物置等の施錠管理
- (3) 挙動不審者の監視

(避難施設の維持管理等)

第 14 条 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理、避難施設の案内、収容人員の管理に関する事項は各事業所の消防計画に定める。

2 統括防火管理者は、避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されている場合、放置又は存置されている状態を是正しようとする防火管理者等に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。

3 統括防火管理者は、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されている場合、放置又は存置されている状態を是正しようとする防火管理者等に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。

(自衛消防隊の編成)

第 15 条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、次により編成される自衛消防隊を設置する。

(1) 本部隊

本部隊は、初期消火、通報連絡及び避難誘導の各班を設け、必要な人員は各事業所が分担する。

(2) 地区隊

地区隊は、事業所単位でそれぞれ初期消火、通報連絡及び避難誘導の各担当を設け、その編成と任務は各事業所の消防計画に定める。

2 本部隊の組織及び任務は、別表3のとおりとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第16条 自衛消防隊の活動範囲は、当該建物の管理範囲内とする。

2 隣接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、当該建物に設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

3 近隣建物等との協定締結 **有 無**

近隣建物等に対する応援出動は、**ビル(近隣の建築物)**との応援協定の範囲内とする。

4 前項の協定は、管理権原者が協議し締結する。

(自衛消防隊長の権限)

第17条 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令及び監督等一切の権限を有する。

2 自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令及び監督等一切の権限を付与する。

(火災発生時の自衛消防隊の活動)

第18条 自衛消防隊の活動は、次による。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災等の災害に対処する。

(2) 本部隊の活動は、当該建物全ての地区の火災等の災害に対処するものとし、地区隊の各隊員と協力して、自衛消防活動を行う

(3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画に定める。

(4) 火災等の災害が発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令により活動を行う

(5) 自衛消防隊長または地区隊長は、消防隊に対し当該建物の構造、火災等の災害の発見時の状況、延焼状況、逃げ遅れの有無、その他必要な情報を提供するとともに、災害現場への誘導を行う

(休日、夜間等における防火管理体制等)

第19条 休日、夜間等に発生した火災等の災害に対しては、在館者が協力して自衛消防活動を行う

2 休日、夜間等に発生した火災等の災害に対しては、次の措置を行う

(1) 火災等の災害を覚知した者は、消防機関に通報後、周囲に災害の発生を知らせ、初期消火等を行う

(2) 消防隊に対し当該建物の構造、火災等の災害の発見時の状況、延焼状況、逃げ遅れの有無、その他必要な情報を提供するとともに、災害現場への誘導を行う

(震災対策)

第20条 各事業所の防火管理者は、地震による被害を未然に防止するために必要な措置について、各事業所の消防計画に定める。

(地震発生後の自衛消防活動等)

第21条 地震発生後の自衛消防隊の任務分担は、第18条に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

ア 各事業所の通報連絡班は、建物の被害状況及び火気を使用する器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

イ 統括防火管理者は、各事業所の通報連絡班からの報告を受け、自衛消防隊に被害に対する応急措置を行わせる。

(2) 避難誘導

ア 地区隊の避難誘導班は、各地区の在館者を東側駐車場 (当該建物付近の安全な場所)に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班に報告する。

イ 本部隊の避難誘導班は、地区隊の避難誘導班と協力し、当該建物全体の避難者を小学校 (広域避難場所、避難場所又は一時避難場所)へ誘導する。

(教育)

第22条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるために次の教育を行う

- (1) 全体についての消防計画の内容の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防火設備等の機能及び取扱要領
- (5) 地震対策に関する事項
- (6) その他防火管理上必要な事項

2 各事業所内の従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

(自衛消防訓練)

第23条 統括防火管理者は、当該建物の自衛消防隊の消防技術を高めるため、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難訓練を6月と11月の年2回実施する。

2 統括防火管理者は訓練を実施するとき、自衛消防訓練通知書を善通寺市消防長に提出する。

3 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、自衛消防訓練の結果について検討し、不備事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

4 統括防火管理者は、自衛消防訓練に参加しない事業所の防火管理者等に対し、訓練への参加を促すことができる。

5 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

別表 1

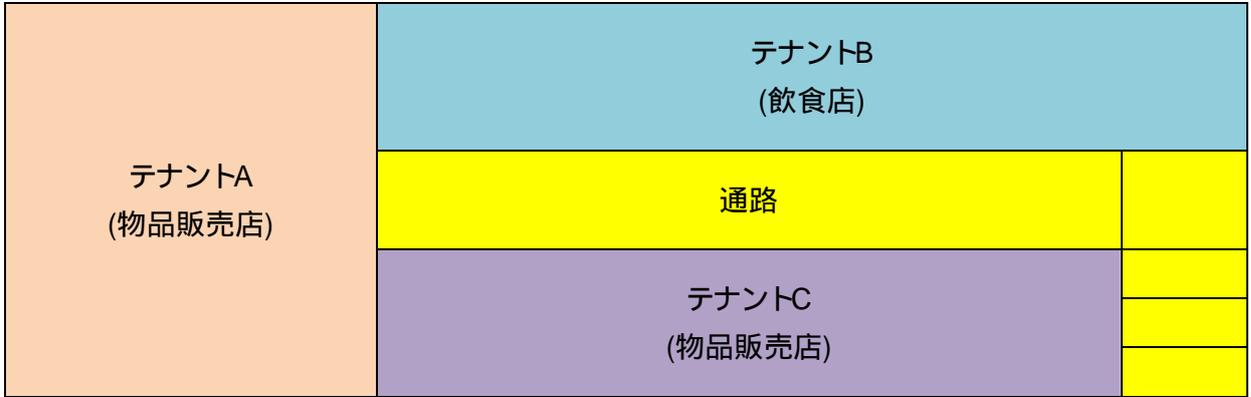
管理権原者の権原の範囲

	所有者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	権原の範囲
1	株式会社 代表取締役 ○	共用部
2		
	テナント名及びテナント占有者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	権原の範囲 テナントの存する階及び区画番号
1	書店 株式会社 代表取締役 ○	1階 101
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
10		

別図1

管理権原の範囲について(記載例)

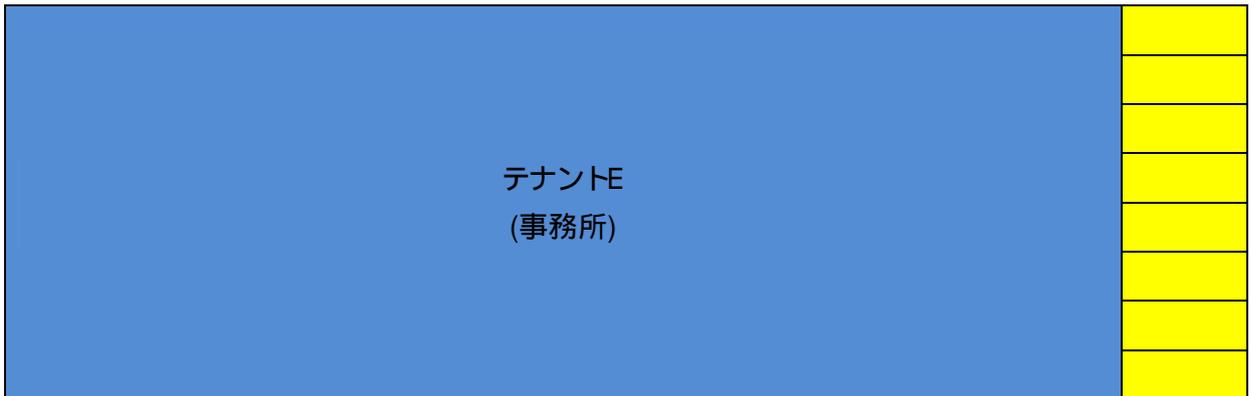
1階



2階



3階



- テナントA 部分
- テナントB 部分
- テナントC 部分
- テナントD 部分
- テナントE 部分
- 所有者(共有部分)

別表2

防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

平成 年 月 日現在

防火対象物の名称						
受託者の 氏名・住所等 (法人の場合、法人 の名称・所在地等)		氏名(名称)				
		住所 (主たる事務所所在地)				
		(担当事務所の所在地)				
		電話番号				
受託者の行う 防火管理業務の 範囲及び方法	常駐方式	範囲 火気使用箇所の点検等監視業務 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 避難誘導 その他() その他()	常駐場所		常駐人員	
			委託する時間帯			
			巡回方式			
	巡回方式	範囲 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 その他() その他()	巡回階数		巡回人員	
			委託する時間帯			
			遠隔移報方式			
	遠隔移報方式	範囲 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 その他() その他()	現場確認要員の 待機場所		到着所要 時間	
			委託する時間帯			

受託者の行う防火管理業務の範囲」は該当する項目の にシ印を付す。

別表3

自衛消防隊の編成と任務 (本部隊)

自衛消防隊長 _____ (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う)		
隊長の代行者兼副隊長 _____ (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)		
班	氏名 役職等	地区隊の任務
通報連絡班		1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 在館者への周知 3 本部隊の各班及び地区隊に対する指示命令の伝達 4 関係者への連絡
初期消火班		1 消火器、屋内消火栓設備等を使用し初期消火の実施 2 地区隊が行う初期消火への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐
避難誘導班		1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令を地区隊に伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認 5 ロープ等による警戒区域の設定
統括防災管理者を選任する場合は、下記地区隊を編成する		
指揮班		1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
安全防護班		1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応急救護班		1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

地区隊の編成は、各事業所の消防計画に定める。